

(証券コード 1445)
2026年10月 7 日
(電子提供措置の開始日 2026年 9 月30日)

株 主 各 位

岐阜県多治見市笠原町 1223 番地の 14
株式会社ひかりホールディングス
代表取締役社長 倉地 猛

臨 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://h-holdings.jp>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ひかりホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「1445」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR 情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただきご押印の上、2026 年 10 月 21 日（水曜日）午後 5 時までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年10月22日（木） 午前10時00分
2. 場 所 岐阜県多治見市笠原町 1223 番地の 14
株式会社ひかりホールディングス 本社会議室（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
決議事項
議案 エムエイトアイ株式譲渡の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨と修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ひかりホールディングス
代表取締役社長 倉地 猛

2. 議案及び参考事項

議案 エムエイトアイ株式譲渡の件

当社は、2026年8月19日開催の取締役会において、当社100%連結子会社であるエムエイトアイ株式会社（以下、「エムエイトアイ」）の全株式を、同社代表取締役である松岡哲治氏（以下、「松岡氏」）が設立したトライマネジメント合同会社へ譲渡（マネジメント・バイアウト：MBO）することを決議しました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に基づき、本契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本譲渡契約締結日は、2026年10月23日を予定しております。

1. 子会社株式の譲渡をおこなう理由

当社グループは純粋持株会社である当社のもと、「最強の中小企業集団」を形成し、各事業会社が独自の強みを活かしながらグループ共有基盤を通じた相互補完を図ってまいりました。また、エムエイトアイは、携帯電話基地局をはじめとする情報通信設備の設計・施工・保守・点検等を担う電気通信工事業の中核としてグループの事業多角化および収益安定化に貢献してまいりました。

しかしながら、近年の通信インフラ業界における急速な技術革新（5G展開やネットワーク構造の変化）や地域ニーズに対応するため、より機動的かつ迅速な経営判断を行える体制を構築することが重要であるとの認識に至りました。今般、エムエイトアイ代表取締役である松岡氏より、当社グループから独立し、経営陣主導のもとでより大きな裁量権を持って事業展開および戦略投資を加速させていきたい旨の意向（MBO）が提示されました。

当社取締役会におきましても慎重に協議を重ねた結果、エムエイトアイが独立した体制で経営を行うことが同社の持続的な成長および企業価値向上に寄与し、また当社グループにとっても経営資源の最適再配分およびコア事業（タイル・建材・大規模修繕等）への集中を図る観点から最善であると判断し、当社が保有するエムエイトアイの全株式を松岡氏の設立したトライマネジメント合同会社へ譲渡することといたしました。

なお、株式譲渡後におきましても、必要に応じてグループ各社との良好な協力関係は継続していく予定です。

2. 子会社の株式譲渡契約の内容の概要

本契約の内容の概要は以下のとおりであります。なお、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しております。当社は、本契約に定められた各前提条件が充足されること等を条件として、2026年10月23日をもって、当社が保有するエムエイトアイ株式会社の株式全部をトライマネジメント合同会社に譲渡いたします。

株式譲渡契約書

株式会社ひかりホールディングス（以下「売主」という。）とトライマネジメント合同会社（以下「買主」という。）は、以下のとおりエムエイトアイ株式会社（以下「対象会社」という。）の株式の譲渡に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

第1条（目的及び定義）

1. 売主は、本契約に定める条件に従い、売主が保有する対象会社の株式を買主に譲渡し、買主はこれを買取るものとする。
2. 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)「本株式」：売主が保有する対象会社の普通株式322株をいう。
 - (2)「クロージング」：第4条に定める本株式譲渡の実行をいう。
 - (3)「クロージング日」：2026年10月23日（但し、売主及び買主が別途書面により合意した場合は当該日）をいう。

第2章 本株式譲渡

第2条（本株式の譲渡）

売主は、本契約の規定に従い、売主において会社法第467条第1項第2号の2の株主総会決議がなされることを条件に、クロージング日をもって、本株式を買主に譲り渡し、買主はこれを譲り受ける（以下「本株式譲渡」という。）。

第3条（譲渡価額）

買主が売主に対して支払う本株式の譲渡の対価の合計額は、金500,001,600円（一株あたり金1,552,800円で計算した額）とする（以下「本譲渡価額」という。）。

第4条（クロージング）

売主及び買主は、クロージング日において、別途合意する時間及び場所で下記事項を同時に履行するものとする。

- (1) 売主は、本契約の定めに従い、売主において会社法第467条第1項第2号の2の株主総会決議がなされることを条件に、買主から本譲渡価額の全額の支払を受けることと引換えに、対象会社をして、本株式の買主への譲渡を反映した株主名簿の書換え手続を完了させ、買主に対し、買主が本株式の株主として記載された「株主名簿記載事項証明書」を交付させるものとする。

(2) 買主は、売主が前号の手続を行うことと引換えに、本譲渡価額の全額を売主の指定する口座に振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は買主の負担とする。

(3) 売主は、前2号の手続完了後直ちに(本譲渡価額の支払を受けることと引換えに)、第6条第3項に定める対象会社に対する債務の弁済として、金388,000,000円を対象会社の指定する口座に振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料は売主の負担とする。

第3章 表明及び保証

第5条 (表明及び保証)

1. 売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙1に記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
2. 買主は、売主に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙2に記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

第4章 誓約事項

第6条 (誓約事項)

1. 売主は、本契約締結日以降クロージング日までの間、自らの表明保証違反またはクロージング前提条件が充足されなくなる事由が発生した(または発生するおそれがある)ことを認識した場合には、直ちに買主に対して書面により通知するものとする。
2. 売主は、本契約締結日以降クロージング日までの間、買主から対象会社の事業・財務等に関して合理的な情報提供の求めがあった場合、適時に当該情報を提供するものとする。
3. 売主は、クロージング日において、対象会社に対して負っている以下の債務(合計金388,000,000円)の全額を対象会社に対して弁済し、これを完全に清算するものとする。買主は、対象会社をして、売主からの当該弁済を円滑に受領せしめるものとする。
 - (1) 借入金債務：金143,000,000円
 - (2) 未払金債務：金245,000,000円
4. 売主及び買主は、前項の弁済完了後、売主及び対象会社間において本件以外の債権債務が存在しないことを証するため、対象会社をして売主との間で債権債務不存在確認書を締結せしめるものとする。

第5章 前提条件

第7条 (前提条件)

1. 買主の履行前提条件

買主は、クロージング日において、下記各号が満たされていることを履行条件として、第4条第2号の義務を履行するものとする。

- (1) 売主の表明及び保証について重大な違反が存しないこと。
- (2) 売主に本契約上の義務の重大な違反が存しないこと。
- (3) 本株式譲渡の実行の差止めを求める訴訟等が存しないこと。

(4) 対象会社の事業・財務・資産等に重大な悪影響を与える事由が発生していないこと。

2. 売主の履行前提条件

売主は、クロージング日において、下記各号が満たされていることを履行条件として、第4条第1号の義務を履行するものとする。

- (1) 買主の表明及び保証について重大な違反が存しないこと。
- (2) 買主に本契約上の義務の重大な違反が存しないこと。
- (3) 売主が、本株式譲渡に関して、会社法第467条第1項第2号の2の株主総会決議その他法令または定款上必要な手続を完了していること。

第6章 補償および解除

第8条（損害補償）

1. 売主は、本契約に基づく自らの義務違反または表明保証の不真実に起因して買主が損害等を被った場合、クロージング日から1年以内に通知があった場合に限り、本譲渡価額を上限として、当該損害等を賠償または補償するものとする。
2. 買主は、本契約に基づく自らの義務違反または表明保証の不真実に起因して売主が損害等を被った場合、売主に対して当該損害等を賠償または補償するものとする。

第9条（契約の解除）

売主または買主は、相手方に本契約の重大な違反があり、相当期間を定めた催告後も是正されない場合、クロージング前であれば本契約を解除することができる。

第7章 一般条項

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2026年10月23日

（売主） 岐阜県多治見市笠原町1223番地14
株式会社ひかりホールディングス
代表取締役社長 倉地 猛

（買主） 岐阜県多治見市旭ヶ丘一丁目19番地
トライマネジメント合同会社
代表社員 松岡 哲治

【別紙1】 売主の表明及び保証事項（売主表明保証事項）

売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日（但し、別条において時点が明示されている場合には、当該時点）において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

1.1 設立及び存続

売主は日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社である。

1.2 授權

売主は本契約の締結及び履行のために必要な権限及び能力を有している。売主は、本契約の締結及び履行に関し、法令等及び定款その他の社内規則上必要となる手続（但し、疑義を避けるために言えば、本契約締結日における本項の表明及び保証においては、本契約締結後に実行されるべき手続を除く。）を適法かつ有効に全て履行している。

1.3 本契約の有効性及び執行可能性

本契約は、売主により、適法かつ有効に締結されており、本契約が適法かつ有効に締結された時点で、売主の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、法令等によりその履行が制限される場合を除き、各条項に従い売主に対して強制執行が可能である。

1.4 違反の不存在

売主による本契約の締結及び履行は、売主の定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等または法令等に違反または抵触せず、また、売主が当事者となっている契約等についての債務不履行事由等を構成しない。

1.5 手続の履践

売主は、本契約の締結及び履行及び本契約において企図されている取引の実行のために必要とされる許認可等の取得、届出等、及び、その他法令等により本契約締結日またはクロージング日までに履践することが要求される手続を全て法令等の規定に従い履践済みである。

1.6 反社会的勢力

売主及び対象会社は、反社会的勢力との間で、経済的関係、取引関係、雇用関係、委任関係を問わず一切の関係がなく、かつ商行為、利益の供与または授受その他一切の取引（一時的か継続的かを問わない。）を行っていない。

1.7 対象会社の設立及び存続等

対象会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有している。

1.8 倒産手続の不存在

売主及び対象会社は、支払の停止、支払不能または債務超過になっておらず、売主及び対象会社に対して倒産手続は開始されておらず、売主もしくは対象会社は自らまたは第三者によりかかる手続開始の申立てもなされておらず、また、それらのおそれもない。

1.9 対象会社の株式等

対象会社の発行可能株式総数は800株（いずれも普通株式）である。また、本契約締結日及びクロージング日において、対象会社の発行済株式総数は322株（いずれも普通株式）であり、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みで、本株式譲渡の対象となる本株式の全てについて、担保権、譲渡を約する契約等、譲渡を禁止する契約等、請求権、オプション、担保類似の権利その他一切の負担（以下「負担等」という。）が存在しない。売主は、本株式の帰属に関連して第三者から何らの訴訟等またはクレーム等を受けておらず、そのおそれもなく、本契約を除き、売主と第三者との間で、対象会社の株主としての権利（議決権を含む。）や義務に関する契約等は一切存在しない。

1.10 契約

売主の知る限り、対象会社がその事業を本契約締結日以前と同様の方法で営むために必要な重要な契約等（以下「重要契約」という。）は、全て適法に締結され、有効に存続しており、当該契約等の当事者に対して法的拘束力を有し、かつ、その条項に従って強制執行可能である。売主の知る限り、重要契約のいずれについても、対象会社の事業に重大な悪影響を及ぼさないものを除き、対象会社及びその他の契約当事者に債務不履行事由等に該当する事由は発生していない。

1.11 計算書類等

対象会社において作成された計算書類等（会社法第442条第1項に定義する意味を有する。総称して以下「本件計算書類」という。）は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を継続的に適用し、これに従って作成され、本件計算書類の各対象期間及び各期間の末日現在における対象会社の財政状態及び経営成績をそれぞれ重要な点において正確かつ適正に表示している。本件計算書類は、重要な事項に関する虚偽の記載を含まず、記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載を欠いていない。直近事業年度終了日以降、対象会社は、その事業を通常の業務範囲内で行っており、対象会社の事業、財政状態、経営成績、キャッシュフローまたは将来の収益計画に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由もしくは事象は発生していない。売主が知る限り、対象会社は、買主に提出された貸借対照表において負債として計上された債務、直近事業年度終了日以降に通常の業務範囲の過程において生じた債務を除き、債務（偶発債務、潜在債務及び簿外債務を含み、支払期限が到来しているか否かを問わない。）を負担していない。

1.12 資産

対象会社は、その事業を本契約締結日以前と同様の方法で営むために必要な重要な資産（以下「重要資産」という。）について、適法かつ有効な所有権または使用权を有しており、有効な第三者対抗要件を具備している。売主の知る限り、重要資産については、第三者による差押、仮差押、保全差押、仮処分、保全処分、強制執行または競売等の申立てその他の請求・訴訟等・クレーム等は存在しない。売主の知る限り、重要資産について、第三者に対する譲渡、担保権その他対象会社による重要資産の現行の態様での使用の重大な支障となる事由は存在しない。

1.13 知的財産権等

売主の知る限り、対象会社は、その事業を遂行するにあたり必要な全ての知的財産権等について、自ら保有するかまたは知的財産権等を利用する第三者に対抗することのできる有効な権利を有しており、第三者の知的財産権等を侵害しておらず、過去に侵害した事実もなく、侵害しているとのクレーム等を受けたこともない。

1.14 役職員

売主の知る限り、対象会社は、その役職員に対する報酬または給与、その他役職員に対して支払うべき金銭等の支払義務を全て履行している。また、売主の知る限り、対象会社には、労働組合は存在しない。売主の知る限り、対象会社は、対象会社の就業規則、労使協定その他その従業員との間の契約等に重要な点で違反していない。

1.15 許認可等

売主の知る限り、対象会社は、その事業を本契約締結日以前と同様の方法で営むために必要な全ての許認可等及び届出等を適法かつ有効に、完了または取得しかつ維持しており、当該許認可及び届出等が無効となり、取り消され、または更新が拒絶されることとなる事由は存在しない。

1.16 法令遵守

売主の知る限り、対象会社は、重要な点において法令等及び司法・行政機関等の判断等に違反していない。売主の知る限り、対象会社に対して司法・行政機関等から業務改善命令その他の行政処分がなされてはいない。

1.17 訴訟等

売主の知る限り、対象会社を当事者とする訴訟等であって現在係属しているものは存在しない。売主の知る限り、対象会社は、通常の業務の過程で発生する軽微なクレーム等を除き、第三者（従業員を含む。）からクレーム等を受けていない。

1.18 公租公課

売主の知る限り、対象会社は、所管の税務当局に対して適時に必要な申告書その他の書

類（添付書類を含む。）を提出しており、その内容は正確かつ適正であり、税務当局によりかかる書類に関する指摘または調整は行われていない。売主の知る限り、対象会社において、支払義務を負う公租公課（社会保険料を含む。以下同じ。）のうち納付期限が到来したものは、適時に全額支払い済みであり、源泉徴収義務を全て適法かつ適時に履行している。売主の知る限り、対象会社と税務当局との間で何ら紛争または見解の相違は生じていない。

1.19 情報の開示

売主または対象会社が、本契約に関して買主に開示した情報は、重要な点で真実かつ正確であり、重要な事実の記載が欠けていることはなく、また重要な点で誤解を生じさせる内容は含まれていない。

【別紙2】買主の表明及び保証事項（買主表明保証事項）

買主は、売主に対し、本契約締結日及びクロージング日（但し、別条において時点が明示されている場合には、当該時点）において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

2.1 設立及び存続

買主は適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する合同会社である。

2.2 授權

買主は、本契約の締結及び履行のために必要な権限及び能力を有している。また、買主は、本契約の締結及び履行に関し、法令等及び定款その他の社内規則上必要となる手続（但し、疑義を避けるために言えば、本契約締結日における本項の表明及び保証においては、本契約締結後に実行されるべき手続を除く。）を適法かつ有効に全て履行している。

2.3 本契約の有効性及び執行可能性

本契約は、買主により適法かつ有効に締結されており、買主以外の当事者により締結された時点で、買主の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、法令等によりその履行が制限される場合を除き、各条項に従い買主に対して強制執行が可能である。

2.4 違反の不存在

買主による本契約の締結及び履行は、買主の定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等または法令等に違反または抵触せず、また買主が当事者となっている契約等についての債務不履行事由等を構成しない。

2.5 手続の履践

買主は、本契約の締結及び履行及び本契約において企図されている取引の実行のために必要とされる許認可等の取得、届出等、及び、その他法令等により本契約締結日またはクロージング日までに履践することが要求される手続を全て法令等の規定に従い履践済みである。

2.6 反社会的勢力

買主は、反社会的勢力との間で、経済的関係、取引関係、雇用関係、委任関係を問わず一切の関係がなく、かつ商行為、利益の供与または授受その他一切の取引（一時的か継続的かを問わない。）を行っていない。

3. 子会社株式の譲渡に係る契約に基づき当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本契約に従い、第2章 本株式譲渡に記載の第3条（譲渡価格）に定めた譲渡価格で譲渡いたします。第三者機関による株式価値算定結果を参考に、当社とトライマネジメント合同会社との間にて協議、交渉を重ねた上、双方合意に至っていることを総合的勘案し、本件株式譲渡により当社が受け取る対価は相当であると判断しております。

4. 子会社株式譲渡先の概要

(1)名称	トライマネジメント合同会社	
(2)代表者	代表社員 松岡哲治	
(3)住所	岐阜県多治見市旭ヶ丘一丁目19番地	
（当社と当該会社との間の関係）	資 本 関 係	記載すべき事項はありません。
	人 的 関 係	当該個人は、対象会社（エムエイトアイ）の代表取締役であります。当社の取締役は、8月31日付けで辞任いたしました。
	取 引 関 係	記載すべき事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社の取締役および子会社の代表取締役であり、関連当事者に該当します。

以上

会場ご案内

【会 場】株式会社ひかりホールディングス 本社会議室

【住 所】岐阜県多治見市笠原町 1223 番地の 14

【日 時】2026 年 10 月 22 日（木曜日）午前 10 時 00 分

【電 話】0572-56-1212

【交 通】＜公共交通機関でお越しの方＞

●名古屋からは、名古屋駅中央線下り、多治見、中津川行き（高蔵寺止まりは不可）、多治見駅下車

●多治見駅からは、多治見駅東鉄バス、東草口行きに乗り上原バス停下車（約 30 分の乗車）、徒歩 3 分

●お車でお越しの場合、多治見駅から約 20 分です。

【駐車場】有り

臨時株主総会会場（株式会社ひかりホールディングス本社）地図

